

# 確定申告書（付表2）のチェックポイント

①「付表 2-1 もしくは付表 2-2」と記載されているかご確認ください。

第4-(2)号様式

付表2-1

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏名又は名称			
項 目			旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
			円	円	円	円
課税売上額（税抜き）	①		(付表2-2の①X欄の金額)			
免税売上額	②					
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④					※第一表の⑤欄へ ※付表2-2の④X欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤					
非課税売上額	⑥					
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦					※第一表の⑤欄へ ※付表2-2の④X欄へ
課税売上割合（④ / ⑦）					[     % ]	※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）						
課税仕入れに係る消費税額						
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩		(付表2-2の⑩X欄の金額)	※⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫		(付表2-2の⑫X欄の金額)		(⑫E欄×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑬		(付表2-2の⑬X欄の金額)			
納税義務の免除を受けない（受ける） こととなった場合における消費税額の 調整（加算又は減算）額	⑭		(付表2-2の⑭X欄の金額)			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮					
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯					
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 ⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰					
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 ⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱					
個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑰+⑱×④/⑦〕	⑲		(付表2-2の⑲X欄の金額)			
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑱×④/⑦)	⑳		(付表2-2の⑳X欄の金額)			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑		(付表2-2の㉑X欄の金額)			
調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用） に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒		(付表2-2の㉒X欄の金額)			
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した（譲渡した）場合の加算額	㉓		(付表2-2の㉓X欄の金額)			
控除対象仕入税額	㉔		(付表2-2の㉔X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	
差引						
控除過大調整税額	㉕		(付表2-2の㉕X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉖		(付表2-2の㉖X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	

②こちらの合計欄の金額を「報告書別紙(A, B)の5(2)課税資産の譲渡等の対価の額(E)」に転記してください。

③こちらの合計欄の金額を「報告書別紙(A, B)の5(2)資産の譲渡等の対価の額(F)」に転記してください。

④確定申告時に課税売上割合の端数を切り捨てている場合は、「報告書別紙(A, B)の5(2)(H)」にその割合を記載するため、この枠の金額を電卓等で割り戻して確認してください。

注意 1 金額の計算においては、1月未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。  
3 ⑩及び⑪欄は、値引き、割引、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。